

教育の基本理念に関する法規 ～日本国憲法

<日本国憲法 第26条>

第1項:「教育を受ける権利」

「その能力に応じて、ひとしく」…「教育の機会均等」(×結果の平等)

→「法律の定めるところにより」=教育基本法第4条で具体化

第2項:「義務教育」

義務教育の「義務」…「国民=保護者」が「保護する子女に普通教育を受けさせる義務」

義務教育の「無償」

→「法律の定めるところにより」教育基本法第5条で具体化

「子女」=「息子(むすこ)・息女(むすめ)」 → 近年は男女の別なく「子」で統一

<日本国憲法 第14条> 法の下での平等

「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」による差別は許されない

…「教育の機会均等」(教育基本法第4条①)における「能力」の“消極的規定”

<日本国憲法 第15条> 公務員

第2項:「全体の奉仕者」(=公務員を象徴するキーワード)…地方公務員法第30条等と連動

→ 公立学校の教員は“公務員”、それ以外の教員も同様の特性(旧教基法の規定)

<日本国憲法 第20条> 信教の自由

第3項:「宗教的中立性」…「国及びその機関」による「(偏った)宗教教育」の禁止

→ 教育基本法第15条②で具体化

<日本国憲法 第23条> 学問の自由

「学問の自由」=個人の権利としての「教授の自由」…公共の福祉との兼ね合いに注意

<日本国憲法 第27条> 勤労の権利・義務

第3項:「児童の酷使の禁止」

→ 「避止義務」(学校教育法第20条)子の義務教育を妨げる使用(労働)を禁止

<日本国憲法 第89条> 公金支出制限

「公金その他の公の財産」を「公の支配」に属しない教育に支弁することを禁止

…「私学助成」=私立学校への補助金・負担金の正当性:私学は「公の支配」に含まれるか?

「私立学校振興助成法」(昭和50年制定)

「教育基本法」第8条:「私立学校」(2006年改正追加)

∴私立学校への公金支出は合法…「公の支配」に属しているものと解釈可能